

平成20年 第21回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年12月11日（木）午前9時05分

場 所：教育委員会室

平成20年12月11日

東京都教育委員会第21回定例会

〈議 題〉

1 議 案

- | | |
|----------|----------------------------|
| 第95号議案及び | 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼外 |
| 第96号議案 | 1件について |
| 第97号議案 | 平成20年度東京都指定文化財の指定等の諮問について |
| 第98号議案 | 東京都公立学校長の任命について |
| 第99号議案 | 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について |

2 報 告 事 項

- (1) 第7期東京都生涯学習審議会第二次答申について
- (2) 「日本の伝統・文化理解教育の推進」について
- (3) 地球温暖化防止小学校学習資料について
- (4) 学校外からの校長任用に係る特別選考の実施結果について
- (5) 平成20年度東京都教育委員会企業等表彰について

委員長 木村 孟

委員 内館 牧子

(欠席)

委員 高坂 節三

委員 竹花 豊

委員 瀬古 利彦

委員 大原 正行

事務局（説明員）

教育長（再掲） 大原 正行

次長 影山 竹夫

理事 岩佐 哲男

総務部長 松田 芳和

都立学校教育部長 森口 純

地域教育支援部長 皆川 重次

指導部長 高野 敬三

人事部長 直原 裕

福利厚生部長 秦 正博

教育政策担当部長 石原 清志

特別支援教育推進担当参事 高畑 崇久

人事企画担当参事 中島 毅

（書記）

教育政策室政策担当課長 黒崎 一朗

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成20年第21回定例会を開会させていただきます。

内館委員は所用のため欠席との届出をいただいております。

まず傍聴関係です。報道関係は東京新聞1社、個人は2名からの取材・傍聴の申込みがありました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。

それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回11月13日開催の第19回定例会の会議録につきましては、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第19回定例会の会議録は御承認いただきました。

前回11月27日開催の第20回定例会の会議録が机の上にお配りしてありますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第97号議案から第99号議案まで及び報告事項（4）、（5）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱わせていただきます。ありがとうございました。

議 案

第95号議案及び 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定外1件
第96号議案 について

【委員長】 第95号議案及び第96号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼外1件について、説明を都立学校教育部長、よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼外1件について御説明いたします。

東京都立学校設置条例を改正する必要がありますので、この議案が承認されましたら、知事あてに条例の改正依頼をいたします。

改正内容は、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例については、高等学校の廃止です。「都立高校改革推進計画」に基づき閉校する7校について、平成21年3月31日をもって廃止するため、別表2の高等学校の項中の名称及び位置を削除するものです。

赤坂高等学校、市ヶ谷商業高等学校については、来年度開校予定の大田桜台高等学校に発展的に統合いたします。台東商業高等学校は平成18年度に開校した浅草高等学校に、世田谷工業高等学校は平成18年度に開校した総合工科高等学校に、また、王子工業高等学校は平成23年度開校予定の北地区総合学科高等学校（仮称）に発展的に統合するものです。農林高等学校は平成18年度に開校した青梅総合高等学校に、忠生高等学校は平成22年度開校予定の町田地区総合学科高等学校（仮称）に発展的に統合するものです。

日本橋高等学校の位置の変更として、「都立高校改革推進計画」に基づき、狭隘な敷地にある現在の日本橋高等学校を向島商業高等学校の敷地に移転するため、現行の中央区日本橋18番14号の位置から墨田区八広一丁目28番21号に変更するものです。

中央ろう学校の位置の変更として、「特別支援教育推進計画」に基づき、旧杉並ろう学校の敷地に新校舎が完成したことに伴い、中央ろう学校を杉並区下高井戸二丁目

22番10号に移転し、その位置を変更するものです。

都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則については、課程の変更をするものです。高等学校の分校の廃止として、両国高等学校浅草分校は平成21年3月31日をもって廃止します。両国高等学校浅草分校は、平成18年度に開校した浅草高等学校に発展的に統合することとなっております。

高等学校の課程の廃止として、先ほど御説明した廃止する高等学校に含まれていない高等学校として、上野高等学校、墨田川高等学校、小岩高等学校、小松川高等学校の定時制がございしますが、いずれも平成18年度に開校した浅草高等学校に統合されております。

特別支援学校の学科の廃止について、「特別支援教育推進計画」に基づき、永福学園就業技術科に発展的に統合するため、青鳥特別支援学校の都市園芸科は平成21年3月31日をもって廃止いたします。

都議会に付議する時期は、平成21年第1回都議会定例会です。

条例及び規則の施行期日は、平成21年4月1日です。

その他、別紙1、別紙2に、閉校する学校及び廃止する課程、また、廃止する分校の概要を記載しております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。以上の説明に対しまして、何か御質問、御意見がございしますか。

【高坂委員】 定時制4校を一度に1校にまとめるのは、定時制へ通学する生徒が減ると見越してのことでしょうか。

【都立学校教育部長】 勤労青年が減ったことにより学級の規模も小さくなりました。学校としては全日制・定時制の並置校が多かったのですが、30人の定員に対して10人しか生徒が集まらないなど、規模が小さくなり、学校としても活力がなくなりました。また、選択科目の設定もできなくなるなどということもあり、周辺の定時制を統合して昼夜間定時制又はチャレンジスクールなどに統合し、新しいタイプの高校として、例えば3部制を置いて、午前の部、午後の部、夜間の部など、ライフスタイルや学び直しに応じて、3年間でも卒業できるような課程を組んでおります。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおり御承認いただきました。ありがとうございました。

報 告

(1) 第7期東京都生涯学習審議会第二次答申について

【委員長】 報告事項(1)第7期東京都生涯学習審議会第二次答申について、説明を、地域教育支援部長、よろしく願いいたします。

【地域教育支援部長】 報告事項(1)第7期東京都生涯学習審議会第二次答申について御説明いたします。

東京都教育委員会は、平成19年5月23日に第7期東京都生涯学習審議会に対して、平成18年12月に改正された「新しい教育基本法の下で東京都で取り組むべき社会教育施策の在り方について」という諮問をしました。法改正により、家庭教育や幼児教育、学校・家庭・地域の連携という条文が新設されましたので、これをどう社会教育施策に反映させるかについて御審議いただきました。

家庭教育と幼児教育については平成19年12月に答申をいただいております。今回は、教育基本法第13条の「家庭、学校及び地域住民等の相互の連携・協力の推進」について、「東京都における『地域教育』を振興するための教育行政の在り方について—社会教育行政の役割を中心に—」という標題の答申をいただきました。

概要について御説明いたします。

第1章では、こうした法律の動きを踏まえ、「東京都教育ビジョン(第2次)」にもある「社会全体で子供の教育に取り組む」ことの重要性について述べております。

第2章では、「地域教育」の必要性について述べております。「地域教育」とは、教育基本法第13条にある「家庭、学校及び地域住民等の相互の連携・協力の推進」の理念を具体化したものとしております。

この教育基本法第13条の趣旨を受け、国では「学校支援地域本部事業」を施策化しておりますが、この行政の担当部署の問題について若干説明いたします。現在、学校

支援地域本部事業は、都内で18市町村が取り組んでおりますが、放課後子供教室に比べて実績が増えていない状況でございます。要因として、その設置は社会教育部門なのか、学校教育部門なのか不明確になっていることがあります。本来の趣旨であれば社会教育部門になると思いますが、社会教育はあくまでも成人や高齢者を対象としているという固定概念が区市町村に少なからずあること、一方、指導室を窓口にする、地域住民のコーディネートという点から言えば、そのようなノウハウを持っていない状況がある中、学校教育と社会教育の両方を併せ持つような事業であるということで、窓口がなかなか決まらない状況があります。

こうした状況を踏まえ、学校教育と社会教育といった従来の行政の枠組みで対応することが困難な問題を「つなげ、ネットワーク化する」機能を「地域教育」ととらえ、それを行政が振興する必要があるとしております。

次に、「地域教育」を振興する行政の役割についてです。「地域教育」を活性化するためには、学校が地域づくりの拠点になることが重要であるとしております。学校を拠点として学校支援活動や地域の教育活動を活性化させていくためには、地域教育活動の担い手を育成・支援する必要があるということで、団塊の世代に注目し、地域活動を担う人材を育成するとともに、多様な教育活動を人材とつなげ、あるいは、生み出す教育支援コーディネーターが重要であるとしております。

第3章では、「地域教育」を振興するために今後取り組むべき課題を整理しております。地域社会全体で地域力の向上を目標に、子供から大人、高齢者までのあらゆる層の都民の教育参画を通じ、様々な教育課題の解決に取り組んでいくことが、「地域教育」を振興する行政の基本的スタンスであるとして、七つの課題を掲げております。

第4章では、「地域教育」の活性化に向けて都教育委員会が果たすべき役割について述べております。(1)として、多くの都民に教育サポーターになってもらうべく、区市町村教育委員会やPTAをはじめとした関係団体と連携し、都民への普及・啓発活動に努める必要があることを述べております。

(2)に、都教育委員会が取り組む「教育サポーター養成」の考え方を図で示しております。教育サポーターの養成は、企業、大学、NPOと連携し、区市町村教育委員会及び都立学校の求めに応じた形で実施することを提案しております。区市町村へ

の支援策として、企業、大学、NPOと連携し、区市町村が活動を行う学校支援地域本部の事業や放課後子供教室などへの人材の支援、具体的には、都立高等学校を支援するために育成する専門的な知識を持った人材の、中学校での活用を考えております。また、放課後子供教室に従事する人たちについて、東京学芸大学でいろいろな研究がなされており、そこと連携して専門的な立場から区市町村を支援することを考えております。

都立学校における教育活動の支援として、都立学校版教育サポーターの養成と教育支援プログラムバンク（仮称）を設置することが提案されております。現在、地域教育支援部では、都立高等学校に対して、「奉仕」やキャリア教育といった分野で外部の専門的人材やプログラムを紹介する都立高校教育支援コーディネーター事業を指導部と連携して実施しております。この事業を平成20年度は179課程の都立高等学校で実施しておりますが、こうした事業に取り組む高等学校から、専門的な知識や技術を有した人材をもっと多く確保して、安定的に事業が行えるような状態をつくってほしいと要望をいただいております。

そこで提案されたものが都立高校版教育サポーター養成事業です。これは、社会経験が豊富で社会参加の意欲の高い団塊の世代の方々をはじめとした都民を、都立高等学校のニーズに応じて養成し、教育サポーターとして活躍していただくことを目指しております。また、都立特別支援学校についても同様の仕組みが必要であるという御提言をいただいております。

以上が第二次答申の内容ですが、地域教育支援部としては、この趣旨を受けとめ、施策の具体化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 昔は、生涯学習というと、どちらかというとお年寄りや中高年のものという印象がありましたが、今回、教育基本法も改正されて、家庭教育や幼児期教育が入ったので、総合的に見直すことは時宜を得た話だと思います。

答申に書かれていることはきれいごとで、具体的にどこから進めていくのかについ

ては書かれていません。例えば都立学校版教育サポーターの養成をなさいということですが、都立高等学校のニーズに応じた支援ということがなかなか掴みづら^{つか}いだろうと思います。ですから、具体的な事例をつくり上げて、そういう成功事例が出てきたらそれを水平展開していくなどということを考えてはどうかと思います。

もう一つは、先日、東村山市立富士見小学校へ伺って土曜講座を見せてもらいましたが、非常に良い試みだと思いました。後で聞いたところ、支援をしている方は全員無給であるということでした。最初のうちはそういうことでいいだろうと思いますが、果たしてそれがいつまでも続くのだろうか。特に団塊の世代の人が入ってくるときに、何らかの利点を与える制度を導入していかななくてもいいのか。本当の無給で携わってくださる人だけで、果たして「地域支援」ができていくのかどうか。金銭を払えとは言いませんが、その辺も一度検討してもらってはどうかと思います。必要があれば、来年度の予算措置の中にでも、少しそういうものを導入する、あるいは、国にも支援を頼むなど、その辺は何が良いのか、一度考えてみていただいたらどうかと思います。

以上です。

【地域教育支援部長】 都立高等学校の教育サポーターに関してですが、今、「奉仕」やキャリア教育に企業の方、NPOの方が入って支援していただいております。ほかの高等学校でも実施したいといったときに、今のスタッフでは足りないので、プログラムを作って、そのプログラムであれば例えば5組できるというように増やしていきたいと考えております。

その分野としては、現在では「奉仕」の中の福祉や、キャリア教育などですが、今後はITの分野などがニーズとして上がってくるであろうと考えております。

報酬についてですが、放課後子供教室や学校支援ボランティア推進事業、国で言うところの学校支援地域本部事業ですが、これらの事業については、コーディネーターや学習指導員など、限定的ですが、一応報酬が出ています。それ以外の人たちには、自治体によって、報酬を出しているところもありますが、負担がなかなか難しい自治体ではボランティアとして携わっていただいている状況です。その部分への支援は、区市町村の事業なので、東京都として対応することは厳しい状況があります。

【竹花委員】 これは審議会の答申ですので、その答申の中身の報告を受けたとい

うことで承りたいと存じますが、幾つか質問します。

「地域教育」は法律上の用語ではないのですね。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 教育基本法第13条にある理念を「地域教育」という言葉で実現しようという新たな概念としてつくり出したわけですね。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 それは、教育庁の地域教育支援部と概念は対応しますか。

【地域教育支援部長】 はい。基本的にはそういうことになります。

【竹花委員】 こうした地域教育支援ということで、東京都教育委員会が現在実施している事業はどのようなものがありますか。

【地域教育支援部長】 区市町村で展開されている学校支援ボランティア推進協議会や放課後子供教室などです。また、都立高等学校では、都立高校教育支援コーディネーター事業を行っております。

【竹花委員】 わかりました。これからこれが具体化されていくのか、既存のものを用意するのか、また、新しい施策があるのかもしれませんが、一度それをよく考えて、この答申をどう具体化していくのか、そして、何を目標にして、何年までに何をするとという工程を少し整理して報告してください。

区市町村教育委員会が行っていることでしょうか、学校支援地域本部や放課後子供教室がどうなっているのかということと併せて、新しい概念の下にこうした作業を進めていくとすれば、これにかかわる様々な取組、例えばPTAはこうしたことをかつてはしてきたはずですので、その活動に対してどういう取組をしていこうとしているのか、今はどういう問題があるのかというカテゴリーに分けて整理し、現状、課題、これからの取組を包括的に報告してみてくださいませんか。

【地域教育支援部長】 はい、わかりました。

【竹花委員】 教育サポーターをつくっていくといっても、どれくらいつくるか、その人に何をさせるか、どういう形で何年度までにこういう支援をしてもらうかという目標をきちんと定められるように整理し、工程表をつくって報告してもらえればありがたいと思います。

来年度予算には、これを念頭に置いた事業が幾つかありますか。

【地域教育支援部長】 はい。これを充実する方向での予算要求をしています。

【竹花委員】 例えばどういうところですか。

【地域教育支援部長】 放課後子供教室もそうですし、都立学校版教育サポーターもそうです。答申をいただくと同時に、答申の後押しももらっております。

【竹花委員】 わかりました。それをもう一度まとめて、「地域教育支援」の概念で整理してみて、現状、課題、今後の取組のようなものを報告していただけますか。

【地域教育支援部長】 はい、わかりました。

【委員長】 教育基本法第13条は漠然とした概念が述べられているだけですが、それを「地域教育」という形でまとめたということは非常に良いと思います。

現実にこの枠組みの中で、学校支援ボランティア推進協議会、放課後子供教室などが活発に活動していることは個人的には知っていますが、こういうケースが全都でどのくらいありますか。

それから、都立高校教育支援コーディネーターは、体験学習等で179課程、既に行われて、更に要請が強いという説明がありましたが、機会がありましたら実際の数字を挙げて、この枠組みの中で現在どういうことが行われているか、一度報告していただければと思います。

179課程というのは少し漠然としていますので、具体的にもう少し御説明いただけますか。教育支援コーディネーターを養成した結果、都立高等学校の179課程でプログラムが実施されているわけですね。具体的にどういうものがありますか。

【地域教育支援部長】 具体的には、NPOでそういう活動をしているところがありまして、その活動に生徒と一緒に参加したり、企業のOBの方が入ってキャリア教育を行うなどです。

【委員長】 そういう具体的な状況を整理してデータとして出していただくと、議論がつながっていくと思います。よろしくをお願いします。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 私がまとめて報告していただきたいと思っている理由は、私も全体像がよくわからない、ということは、都民は全くわからないからです。東京都教育委

員会が地域教育支援というものを何かしているらしい、それは何だろう、自分はそれにどうかかわれるのか、自分に何ができるのかということも多くの人たちに知ってもらわないと、「地域教育」は広がっていかないだろうと思います。

そういう意味で、東京都教育委員会がこうしたいと考えていること、こういう取組もあるのでここに参加してもらいたいというメッセージがうまく発せられることが大事だと思います。

実施していることを東京都教育委員会に報告するだけでは話が進まないだろうと思います。そういう視点も含めてお願いしていることですので、そこは十分踏まえていただきたい。委員長がおっしゃったように、179課程が多いのか少ないのかもわからないし、どのようなことをしているのかもよくわからないので、そこへどう都民が参加するというイメージが湧いてきません。そのようなことを含めて、わかるようにまとめていただくようお願いいたします。

【委員長】 よろしくお願ひします。

【瀬古委員】 第4章に「教育サポーター」があって、①学校教育支援人材、②学校外教育支援、③教育支援コーディネーターとありますが、これは具体的にどういうことをしていますか。

【地域教育支援部長】 ①学校教育支援人材は、学校の教科にかかわる支援で、教員と一緒にサポートするというイメージです。②学校外教育支援は、まさに社会教育分野で、放課後の子供たちの居場所をどうするかなどの支援をいたします。

【瀬古委員】 放課後子供教室ということですか。

【地域教育支援部長】 はい、そういうことです。

③教育支援コーディネーターは、地域の教育力と学校のニーズをつなげる方です。

【委員長】 学校教育支援人材については、私が幾つか見学した小学校では実際に授業にそういうボランティアが、1学級に7、8人入っておられました。算数の授業でつまづく児童が多くいます。それに対して、実に上手にヒントを与えながら正解が出るように支援していました。小平市の小学校でしたが、実にうまく機能していました。

【瀬古委員】 それは、元教員の方がしているものですか。

【委員長】 いいえ、保護者やボランティアの方が携わっています。

同じようなことを②、③でも行っていくということだと思います。

【地域教育支援部長】 ③の教育支援コーディネーターは、PTAで活躍されている方は学校に信頼があり、また、地域の中では青少年活動なども行っていて地域のそういう活動もよく知っていて、両方から信頼されていますので、それを結びつけることによってうまくいくわけです。

【委員長】 図書室の有効活用のようなことをしている例を幾つか見たことがありますが、それも実にうまく機能していて非常に感心しました。

【瀬古委員】 これは全部無償ですか。

【地域教育支援部長】 教育支援コーディネーターについては、少額ですが、報償費が出ます。

【竹花委員】 放課後子供教室の事業は、位置付けとしては学校教育ですか。

【地域教育支援部長】 学校外教育と考えております。学校教育支援は教科にかかわった支援で、学校外支援は社会教育的なところでの支援です。

【竹花委員】 東京都教育委員会の所掌事務としては、学校外教育については地域教育支援部が主導権を持って行えますか。

【地域教育支援部長】 これを具体的に実施するのは区市町村です。

【竹花委員】 東京都教育委員会では、それを指導する責任は誰にありますか。

【委員長】 東京都教育委員会は大枠をつくるわけですね。

【地域教育支援部長】 そうです。

【委員長】 このような答申を出して、こういうことを考えているので、実施はそれぞれの自治体で行ってくださいということですね。

【地域教育支援部長】 法律用語ではありませんが、教育基本法第13条に基づく「地域教育」の理念を位置付けましたので、従来の社会教育、学校教育ではなく、そこをつないだ行政としてのことを考えてくださいということです。その具体的なものの一つがボランティア推進協議会であり、放課後子供教室の取組がまさにその現場になります。

【竹花委員】 放課後子供教室は区市町村教育委員会の責任において実施されるわ

けですが、都教育委員会としては、大枠を示して、こう考えているので実施してくださいと言うだけではないでしょう。それはやはり、もし実施がうまくいかなければ、大枠を考え直すとともに指導しなければいけないわけでしょう。そういう責務は、所掌事務としては誰が担っているのですか。

【地域教育支援部長】 地域教育支援部です。

【竹花委員】 それはあなたの部署ですか。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 学校内の「地域教育」については誰が行っていますか。

【地域教育支援部長】 学校内のことについては、基本的には学校長です。

【竹花委員】 そういう趣旨ではなくて、「地域教育」にかかわる地域教育支援部が、学校内教育と位置付けられる「地域教育」についてどのような権限をお持ちですか。要するに、事務分掌が整理されているのですか。高等学校にしても、中学校にしても、小学校にしても、学校内で行う「地域教育」は、例えば東京都立高等学校の場合、都立学校教育部というものがありますね。その部との関係はどのようになっていますか。

【教育長】 要は、学校に理科を教えることが得意な人が来てくれて、その人について報酬を払うのか、払わないのか、交通費を払うのか、払わないのかという事務を都教育委員会のどこが担っているのかということですね。指導部が担っているのか、都立学校教育部が担っているのか、地域教育支援部が担っているのか、そういう質問ですね。

【地域教育支援部長】 地域教育支援部です。

【竹花委員】 横断的な事務は難しいところがあり、上手に進めてもらわないといけないのですが、どこかが主たる責任を持たないと進みません。私が申し上げている、「地域教育」として東京都教育委員会が自らすること、あるいは、都立学校にさせること、区市町村教育委員会に実施してほしいこと、そうしたものを、学校内教育、学校外教育、両方の視点から整理する必要がありますが、それは全部地域教育支援部の責任と考えていいですか。

【地域教育支援部長】 予算的にはそうですが、それを具体化するには連携が必要

で、教育内容であれば指導部に相談し、地域の方が入った後の評価などの部分は、役割分担で担っていく必要があると思います。しかし、最終的には地域教育支援部になります。

【竹花委員】 わかりました。教育基本法第13条の「地域教育」の施行に関しては、地域教育支援部が主体となって他の関係部門と協議しながら進めていくということによろしいですか。

【地域教育支援部長】 はい。

【委員長】 私がこの図を見て感じたことは、図の右側の都立学校へは直接かかわれますが、左側は、区市町村教育委員会が主体であり、直接かかわれないのではないかとことです。つまり、直接かかわれるところと間接的にならざるを得ないところがあるということですね。

【地域教育支援部長】 はい。おっしゃるとおりです。

【委員長】 竹花委員の御質問はそういうところにも関係しているのではないかと思います。例えば放課後子供教室は区市町村教育委員会の直接の責任ですが、それがうまくいかなかった場合、東京都教育委員会としてどのような権限を持っているかということですね。都立学校については直接かかわれますから、うまくいかなかったらやり方を変えていくことができますが、放課後子供教室などについては、指導のようなことができるのかどうか、その辺を教えてください。

【地域教育支援部長】 補助金を出していますので、その補助金の使途など適正な実施に関しては、区市町村を指導する立場にあります。しかし、それ以外の事業を実施しない区市町村に対して、その事業を行わせる「指導」という権限はありません。

【委員長】 そういう点では監督権限があると考えてよろしいですか。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 予算上は、もちろん予算を執行するということもありますが、そればかりではないと思います。「地域教育」の概念が、最も重要で威力を発揮する主たる部分は小学校や中学校です。高等学校は地域性に乏しいですから。東京都生涯学習審議会から答申を受けて、都は教育サポーターを養成しますから、あとは区市町村の仕事です、実施したいところには補助金を出しますということでは、これは進みませ

ん。絵に描いたもちです。

教育行政はいつも文部科学省から、こういうことを実施したらよいというものが出され、都道府県教育委員会がそうですねと言って、実施するのは区市町村教育委員会の仕事というのでは、今までの愚を繰り返すほかないと思います。

これは総括したところで申し上げようと思っていたのですが、東京都教育委員会として、「地域教育」という、すぐれて区市町村教育委員会が主要な役割を持つものにごどう真剣に取り組んでもらえるのか、そのために都教育委員会として真剣に支援するし、指導もするというのを、具体的にどういう形で示していけるのか、そこが問われているように思います。

そういう視点で、今後行うべきことを示していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【委員長】 これまで実施してきたことをこの枠の中で整理して、このようなことを実施しているというものをまとめてください。よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 はい。

【高坂委員】 そういう意味では、各区市町村教育委員会から成功例のようなものを全部集めてきて、その中から、この「地域教育」を推進した、例えば学校やNPOを表彰するなど、これに一回焦点を当てた推進法も考えてみてはどうかと思います。

例えば、私は地元の小学校に行くことがあります、PTAの保護者が本を読む会を開いていて、非常に良いことだと思います。それが果たしてよその学校でもされているのかどうか。最初は少なかった朝の10分読書なども随分広がってきていますね。もちろん放課後のスポーツもいいのですが、そういう推進をしたことに一度焦点を当てることで、これから「地域教育」を更に進めていくために東京都としてはこういうことを行うというメッセージが区市町村教育委員会に伝わり、それを通じて、竹花委員がおっしゃったように、実際の小・中学校に浸透していくようなことを東京都として行うべきではないでしょうか。

【委員長】 今、高坂委員がおっしゃった本を読む会は相当広がっています。保護者のボランティアが来て、その学校の児童だけではなく、保護者や住民まで呼んで本を読む会を開いているので、相当大きな広がりをみせています。是非そういうことを

調べましょう。

【地域教育支援部長】 小学校では8割から9割の学校で実施されています。

【竹花委員】 今、N I E (Newspaper in Education=教育に新聞を)という取組がありますが、あれは新聞各社にとっては大変重要な課題になっていて、恐らく、新聞各社の中には、OBなどを活用して、新聞を読むことを学校へ教えに行っている新聞社もあるだろうと思います。それを現役でも行いたいという新聞社もあります。読書活動の時間に、題材は別に本ばかりでなくて新聞でもいいわけですから、それを題材にしてもらって、あるいは、午後でも30分なら30分の時間をとって行うという、協力するマスコミ各社は多くいると思います。

そういうものをうまく導入することもアイデアだと思いますが、区市町村教育委員会では、そういうアイデアを出しても、どう実現できるのか難しいこともあるだろうと思いますので、メニューをそろえてあげることが東京都教育委員会ができることだろうと思います。東京都教育委員会として、区市町村の「地域教育」を促すために、自分でできる具体的で新しいものを更に考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

【委員長】 それでは、いろいろと御要望が出ましたのでよろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ただいまの件については、報告として承ったことにさせていただきます。

(2) 「日本の伝統・文化理解教育の推進」について

【委員長】 報告事項(2)、「日本の伝統・文化理解教育の推進」について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 「日本の伝統・文化理解教育の推進」について御報告申し上げます。

都教育委員会では、平成16年4月に策定された「東京都教育ビジョン」に基づき、平成17年度から「日本の伝統・文化理解教育事業」を推進してまいりました。特に平成17年7月に協議会を設置し、平成18年8月には、都立学校版の「学校設定教科・科

目『日本の伝統・文化』カリキュラム」を策定して教育委員会に御報告申し上げ、併せて12月には、日本の伝統・文化の教材集を作成し、同じく東京都教育委員会定例会で御報告申し上げ、平成19年1月には、先生方がそれを使う指導書を作成しました。

都立学校における日本の伝統・文化のカリキュラム等については、31項目にわたって日本の伝統・文化の様々な項目について取り上げ、内容や学習の具体的作業等についてお示ししました。

今般は、お手元の「日本の伝統・文化理解推進資料」としてA4判のパンフレットを作成し、これを小・中学校を含めて全都の公立学校の先生方に配布いたしますので、この紹介をさせていただきます。

パンフレットの内容に入る前に、今申し上げたことについて若干補足させていただきます。

「東京都教育ビジョン（第二次）」でも、「我が国や郷土の伝統や文化、歴史についての理解を深め、尊重する態度を身に付けさせる教育を推進する」と示されております。東京都教育委員会の教育目標、基本方針に基づく主要施策においても、平成17年度以降、日本の伝統・文化にかかわる記述をしており、これを推進していくことが示されております。

なお、東京都は平成17年度から実施していますが、国においては、平成18年12月に教育基本法を改正し、第1章第2条において、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が示され、それを受けて学校教育法の改正があり、中央教育審議会答申、新たな学習指導要領の告示という形で動いてきております。

こうしたことから、東京都では、「日本の伝統・文化理解教育の推進」ということで、目標を「国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質をはぐくむ」としております。目指す子供像も併せて3点お示ししてあります。

平成19年度からの重点事業は、「事項」の欄に1から5までに示したとおりであり、下段の年次計画表にあるように平成23年度まで継続的に実施していきます。特に重点事業の①「学校設定教科・科目『日本の伝統・文化』開設校に対する外部講師等派

遣」ですが、現在、都立学校では、40校43課程において学校設定教科・科目を設定しており、日本の伝統・文化理解教育を推進しております。そうした学校には外部講師を派遣しております。謝金としては1校13万円程度ですが、様々な外部の方により、具体的に日本の伝統・文化について触れさせる教育を行っております。

2のカリキュラム開発事業として、小・中学校への支援として、今年度はカリキュラム作成委員会を設置し、小・中学校における日本の伝統・文化理解教育をどう進めていくかについて、現在、研究をしております。今年度末までには、小・中学校版のカリキュラムの開発を行っていく予定です。

3のモデル地域事業は、平成19年度から平成21年度までの事業で、モデル地区として6地区を指定し、様々な日本の伝統・文化理解教育の推進を行っていただいております。モデル地区6地区は、杉並区、板橋区、荒川区、八王子市、武蔵村山市、あきる野市で、計36校です。

4の教員研修事業は、東京都教職員研修センターにおいて、日本の伝統・文化理解教育についてリーダーとなる指導者を養成するため、講義や講座、実際の授業研究を通じて研修を行っております。

5の普及・啓発事業については、三つの事項がありますが、今般作成したパンフレットの位置付けは、「⑤日本の伝統・文化理解教育指導資料の作成及び都内の公立学校全教員への配布」です。ちなみに⑥の指導資料「世界に伝えたい日本の伝統・文化」についても作成し、⑦については、明日「日本の伝統・文化実践発表会」を開催し、様々な取組についての事例発表と講演をいただける予定になっております。

「日本の伝統・文化理解教育の推進」について、冊子に基づいて御説明申し上げます。

冊子は、都立学校版の学校設定教科・科目のカリキュラムに準じて作成したものです。1として、「日本の伝統・文化理解教育」とは何なのかについて示させていただきました。特に「伝統・文化」は、いわゆる「伝統文化」はもとより、未来に受け継ぎたい現代の文化も含めて取り上げていくことを示しております。

2として「今、なぜ『日本の伝統・文化』なのか」ということで、日本古来の伝統や文化を学ぶ機会が減少している点、日本人としてのアイデンティティを確立する上

が必要であるということを示してあります。

3では関係法令等についてお示ししております。

4は「目標と指導の機会」で、日本の伝統・文化理解教育の目標とは一体何なのか、こうしたことも小・中学校の教員の方々に御理解いただきたいと考えております。特に、指導の機会には様々な機会があるということで、小学校の例をお示ししております。国語から体育までの9教科、道徳、今度の新しい学習指導要領の改訂により実施される外国語活動でもできること、総合的な学習の時間、特別活動でもできることをお示ししております。

特に、教科の「国語」の欄を御覧いただきますと、昔話や神話・伝承が今回の学習指導要領の改訂によって加わりました。「音楽」の欄の「わらべうた」についても今回の学習指導要領の改訂で加わったところですので、こうしたことを活用しながら、日本古来の伝統・文化について指導の機会は多々あり、各教科等で横断的に行うことができることをお示ししております。

5の「推進のための基本的な視点」では、校内でどのように推進していったらいいのかという基本的な視点について、(1)から(5)まで示してあります。特に(2)では、各教科との関連を図った計画的、系統的な指導を行うことが重要であることについてお示ししているとともに、(5)では、体験的な学習の充実を図ることや、外部講師の活用についてお示ししております。

6では実践例についてお示ししております。特に幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校という形で様々な活動名をお示ししておりますが、具体的にこうした活動を行っている学校があり、それを参考にして私どもで若干編集させていただき、このような活動ができるのではないかと考えております。

7は「推進にかかわる主なQ&A」をお示ししております。

この冊子は、明日に行われる「平成20年度『日本の伝統・文化理解教育』実践発表会」の開催時に配布したいと考えております。

明日に開催される実践発表会については、「育てよう、日本の伝統・文化」をテーマに、午後2時から午後5時まで東京都教職員研修センターで行われ、実践発表は資料に載っている学校が行います。また、「日本の伝統・文化理解教育の意義と動向」

ということで御講演をいただき、当日は高坂委員にもおいでいただけるということで、高坂委員からもお話をいただく予定になっております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったことにさせていただきます。ありがとうございます。

(3) 地球温暖化防止小学校学習資料について

【委員長】 報告事項(3)地球温暖化防止小学校学習資料について、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 地球温暖化防止小学校学習資料について御報告申し上げます。

環境教育のリーフレットとして、地球温暖化防止小学校学習資料「みんなの地球」を小学校4年生向けに作成し、各学校に配布しましたので御報告させていただきます。

「環境教育リーフレット『みんなの地球』の作成・配布」の「作成のねらい」を御覧ください。各学校では、学習指導要領に基づき、特に社会科、理科、家庭科、技術・家庭科などの各教科において、公害の学習を含めて、廃棄物や水、資源・エネルギー、消費生活などについて学んでおります。また、総合的な学習の時間などにおいて、自然保護、環境保全など多様な内容の環境教育を展開しております。

本年度から京都議定書の約束期間(2008年まら2012年まで)となり、都においては、平成20年3月に「環境基本計画」を策定しておりますので、子供たちもCO₂削減に向けた環境配慮行動をしていくことが大切であるということについてお示ししております。特に、実際に実践する資質・能力を養うものをこれから重点的に施策化していきたいと考えております。

小学校4年生向けの環境教育リーフレット「みんなの地球」を作成し、これを学習資料として提供します。特に社会科や総合的な学習の時間で活用することができると考えております。

「みんなの地球」の具体的な説明に入ります。これはリーフレットになっており、表紙には「みんなの地球」と書いてあります。特に気候の変化による自然災害や生き物への影響などについて、児童に過度の恐怖心を与えないよう留意し、それぞれ5項目にわたって、「心配される」という表現でこれを示しております。「南極や氷河の氷がとけて、海面が高くなり、海にしずんでしまうところがあるのでしょいか。」や、「気候の変化についていけず、絶滅する生物がでてしまうのでしょいか。」などといったことが書かれております。こうした現象は地球温暖化が原因と言われていることを示すことによって、地球温暖化についての関心を持たせるように表紙では示しております。

次のページは、「地球温暖化とは？」という文言で始まっております。地球温暖化とは何かを図を使って解説しており、CO₂の増加が原因であること、また、CO₂発生について小学生4年生が社会科で学習している電気・水道・ごみとの関連で解説しております。なくてはならないCO₂ではあるが、増えすぎて地球の温度が上がっているということを図で説明し、小学校4年生で学習している、電気との関係、水道との関係、ごみとの関係でそれぞれCO₂が生まれてくることを解説し、ごみや電気・水道の使用量を少なくすることがCO₂削減の第一歩であることを示しております。

右側のページでは、CO₂削減について、小学校の児童が家庭でできることを示して実践を促す形式にしております。「みんなにもできることがある」ということで、「たとえば、次のようなことでCO₂をへらすことができます。」というように示しております。

なお、この資料のどのくらい実践すればCO₂がどのくらい減るかの数値については、環境省の外郭団体である全国地球温暖化防止活動推進センターのデータにより示しております。

最終ページの裏表紙を御覧ください。「わが国では、毎年6月5日を『環境の日』としております。また、6月は『環境月間』としております。そして……」というように、「東京都教育委員会では平成21年6月を『CO₂削減 アクション月間』とします。」という予告をしております。来年度は、国立や私立の学校にも働きかけ、都内すべての小学校5年生を中心に、6月の任意の7日間、家庭において冷暖房の温度を

調整する、シャワーを使う時間を減らす、テレビを見る時間を減らすなど、具体的なチェックシートを活用した節電や節水の実践について、環境に配慮した行動を実践する取組を進める計画です。6月が「環境月間」ということは環境省が定めたもので、1972年6月5日に「世界環境会議」が開催されたことにちなんで6月5日を「環境の日」としております。

この活動は、家庭の皆様、保護者の皆様の御協力がないとできるものではないことから、「保護者の皆様へ」として、わかりやすくグラフと文字情報で示しております。特にCO₂排出量を見ると、平成17年度には、子供の生活基盤である家庭部門からの排出量が、事務所などの業務部門に次いで2番目に高くなっております。運輸部門が一番高いのではないかと思われがちですが、業務部門の次に多く排出しているのが家庭部門であるということで、とにかく家庭から行動を起こしていかなければいけないことをここで保護者の皆様に訴えております。

ちなみに、都内全体の家庭からの排出量は、ここには示していませんが、東京都全体で26.2%を占めている状況です。こうした形で保護者の皆様へのお願いを示しております。

「みんなの地球」の配布先ですが、この潮流を起こすために都内の国・私立学校を巻き込む活動としますので、1,426校に対して11万500部を配布させていただきました。

今後の環境教育にかかわる取組としては、12月13日に「環境教育フォーラム」を都立戸山高等学校講堂で開催します。特に実践発表会とシンポジウムを通して、環境教育の今後の方向性について様々な角度から協議していきます。実践発表校として、資料にお示ししている小・中・高から発表があります。シンポジウムは、資料にお示ししているパネリストの方々をお願いします。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。何か御質問、御意見がございますか。

【瀬古委員】 これは私立学校にも配りましたか。

【指導部長】 私立学校にも配布しました。

【竹花委員】 大変大事な取組だと思いますし、CO₂削減に子供たち自ら協力し

てもらふことも大切だと思いますが、学校現場では、CO₂削減の具体的な取組をしていますか。

【指導部長】 はい。現在、顕著な実績を上げているということで、12月13日のフォーラムにおいて実践発表をしていただきますが、小学校では、特に江東区で様々な活動を行っていることが報告されております。都立高等学校では、つばさ総合高等学校がISO14001の取組を現在進めております。

【竹花委員】 私たちが設置者になっている都立高等学校については、それぞれCO₂の削減目標を掲げさせていますか。それを少し検討してみてください。学校ですから電気量としてはそうたくさんは使っていないと思いますが、何パーセントかの削減目標は掲げさせてもいいと思います。学校におけるCO₂の削減というと、大半が電気代にあらわれるでしょうから、それを少し実践して、設置者側の行政も努力するという姿勢が見えないと、子供たちにメッセージとして伝わりにくいと思います。公的なところはそれがとても遅れていると思います。企業は、CO₂削減問題については必死です。私は企業に来てそれをとても感じますし、環境問題なども、国では、環境省がしてくれるものだという意識で各省庁がいるのではないかと思います。しかし、各組織がそれぞれ少しずつでも削減していくことが大きな成果に結びつきます。小・中学校は区市町村教育委員会でしょうが、区市町村であれば、恐らくそれを実践している学校があると思います。それも促すような形で、学校全体でどのくらいCO₂を削減していくのかということ、具体的な目標を立て、そして実現する。そこに子供たちも参加させていくことも教育の方法の一つだろうと思いますので、その点はひとつよろしく御検討をお願いしたいと思います。

【指導部長】 実は、来年6月を「CO₂削減 アクション月間」としますので、特に小学校5年生の活動という形で御紹介申し上げましたが、当然のことながら、各学校においてもCO₂削減のための活動を実施していただきたい旨、今計画を立てておりまして、学校でもきちんと実践しようではないかということで計画中です。

【竹花委員】 京都議定書に基づく観点で言うならば、東京都の幾つかの学校で何パーセント減らすべきなのかということ、計算してみるといいと思います。それは専門家というほどの人でなくても計算できるはずですから、何か具体的な数値目標を掲

げて、教育行政全般としてもこういう貢献をしようということを発信しないと、ただ子供たちに教えていけばいいというものではないという反論が出てくると思います。そこは少し考えていただけませんか。来年度の一つの新しい目標として、教育現場でも環境問題についての取組があるということで、今年度の予算要求には遅れてしまいましたが、来年度以降は考えてほしいと思います。

電気製品は今、新製品が盛んに発売されて、CO₂削減に大変大きな力を発揮しています。電球にしても、今のものは以前とは全く違います。ですから、古くなって取り替える際には、節電機能があるものを買うことは大切ですし、そういう取組も含めて削減目標を示していくことが大事だと思います。それは、ある程度以上の企業はどこでも実践していることで、公的な場が一番遅れているだろうと思いますので、そういう点で御検討をお願いしたいと思います。

【指導部長】 はい。今のお話のようなことを視野に入れながら進めたいと思います。来年6月に実際に児童が活動して、どれだけのCO₂が削減できたかということが数値として出てきますので、そうしたものも参考にしながらと思います。

【竹花委員】 私は、子供たちが行うのは家庭が主だと思います。そうではなくて、大人の側、教育をしている我々の側がどれだけの努力をするのかということを示そうということです。それは6月だけの話ではありません。そこを間違えないで、少し幅広くとらえて、組織として環境問題に取り組むというのは組織の質を問われる問題ですので、そこはしっかりと御検討いただきたいと思います。

【指導部長】 はい。

【委員長】 そのほかにいかがでしょうか。

【瀬古委員】 これは小学校4年生が対象と書いてありますが、全児童が対象ではないのですか。

【指導部長】 教科の学習の中では行っておりますし、総合的な学習の時間で、小学校80パーセント、中学校60パーセントの学校で、具体的に「環境」をテーマとした学習は行っております。ただ、CO₂削減に特化した形での活動は、行っているところもあれば、していないところもあるということで、これに特化した形で進めていきたいと思います。

【瀬古委員】 私は日本陸上競技連盟の環境委員ですので日本陸上競技連盟の取組について言いますと、マラソン大会があると、今までは旗を振って応援していましたが、旗はごみになるので、まずそこから減らそうということで、旗をなくしました。

そうした努力を今、そこから始めようということで行っています。

【高坂委員】 私は都立つばさ総合高等学校へ見学に行きましたが、本当にシステムティックに実施されているように思いました。そういうものが水平展開されることは非常に好ましいことだと思います。

【教育長】 例えばパナソニックでは、環境問題に積極的に取り組んでいる学校の電球をLEDに交換してくれるなどということを行っていますか。

【竹花委員】 東京都教育委員会から要請があれば、社会貢献の一つの活動として、象徴的なものとして、対応するかもしれません。

どこの企業でもそういう取組はあり得ると思います。それは、大変なお金がかかるものではありませんから、そういうことを呼び水にして、流れを変えていくことを主導するのも教育行政の責任だろうと思います。

私が今申し上げていること環境問題は、指導部の問題ではなくて総務部の問題ですね。残されている問題はみんな横断的な問題ですから大変ですが、それぞれの部署で考えていただいて対処していただきたいと思います。

いずれそういう流れになると思いますが、東京都教育委員会あるいは東京都の教育行政全般として環境問題に取り組みますということ、来年度はきちんと発信したらよいと思います。大変プラスになるものだし、子供たちをその気にさせるという意味でも大きなことですから考えてみてください。多くの企業も協力してくれると思います。

【委員長】 このリーフレットは、いかにもマンガチックだと思います。こうしたリーフレット等については、今後少し工夫したほうがいいのではないのでしょうか。小学4年生が対象とはいっても、結局、ほかの人も見るわけですから。

私は前から文部科学省や他の省庁に申し上げていますが、役所がつくるパンフレットはいかにも安っぽいという感じがします。デザイン的に、もっとアピールするようなパンフレットを考えていただきたいと思います。経費の問題があることは承知の上

で申し上げていますが、今後は、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——本件については報告として承ったことにさせていただきます。いろいろ御意見が出ましたのでよろしくお願ひいたします。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

1月 8日(木) 午前10時	教育委員会室
1月22日(木) 午前10時	教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長、お願ひいたします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会は12月25日ですが、現在のところ案件がありません。次々回は1月8日木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。

【委員長】 ありがとうございます。次回12月25日は案件がないということですので、開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、次回は1月8日とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

日程以外の発言

【委員長】 ほかに何かございますか。

【竹花委員】 実は、最後の二つの問題点とも関連しますが、私は、今年11月21日に、被害者都民センターから依頼を受けて講演に参りました。そこで、学校教育の中で被害者問題がどのように取り扱われているのかについて少しお話を聞きましたところ、それなりの対応をしていて、本日も御報告があった2点のように、指導資料が既に配布され、幾つかの学校ではそうした取組も行われている状況にあるようです。

しかし、他方で、小学校、中学校、高等学校でそれが一体どの程度行われているかについては、東京都教育委員会では把握していないのでわからないということでした。しかし、大事なことであるので調べるように指導しているという御報告でした。

私は当日お話を申し上げたのですが、今の被害者の問題も、前提となるのは犯罪です。犯罪がどういうもので、犯罪を起こすことがどういう社会的な意味を持つのか、被害者に対しても、犯罪を起こした本人にとっても、それがどういうことであるのかをしっかりと教えないと被害者問題を教えられない。ところが、犯罪の問題について、小学校、中学校、高等学校でどの程度教えているのかということになりますと、高等学校の段階で少し教えているくらいで、小・中学校ではほとんど行われていない。それでは、児童・生徒にとって卑近な犯罪や非行という問題についてきちんとした知識を持たないまま、それが溢れている世界の中で生きていかなければならず、どう対処していいのかわからないままです。

現に、携帯電話によるいじめの問題が犯罪として措置される場合もありますし、学校の中とはいえ、結果は犯罪として取り扱われることもわからないままでは、子供たちがきちんと育たないだろうと思います。そういう点を含めて、児童・生徒にとって卑近な犯罪や非行という問題について学校内でもう少し充実した教育が行われるように、私としては努力いたしますと申し上げてきました。

私が申し上げているのは単に私の個人的な見解ではなく、皆さん御案内のように、スウェーデンの中学校2年生に子供たちの身近な生活にかかわることを教えている本があります。これが教科書ですが、このうち40ページくらいは犯罪に関するものに割かれています。犯罪を処理する機関である警察、裁判所、処遇される少年院のような施設についてもきちんと記述されています。その中で被害者の言葉も取り上げられていて、被害者はこう考えるということが載っています。そのような犯罪にかかわる全般的なことを、子供たちが大人になる上で大事な情報として提供しています。

そういう教育が小学校や中学校の段階で行われていないことは、子供たちが大人になったときに犯罪にどう向かっていくのか、対処していいのかということをも未熟なままにしているのではないかという思いを強く思っておりまして、そういう点で、東京都教育委員会としてしっかりとした対応をしていただけないかということをも、先般、

指導部長にもお願い申し上げましたが、教育委員会の委員の方々に御賛同を得て、しっかりとした検討を教育庁の事務局にお願いできないだろうかと考えました。既にベースがありますので、そういうことをしっかりと実施していただくことが、子供たちに生きる力をつけていく上で大変重要なことだと思いますので、その点、よろしくお願いしたいと思います。

その際に感じたことは、本日の二つのテーマでもそうですが、指導資料として非常に良い資料が多く作られています。それが学校でどう取り扱われているのか。要するに、報告は求めずに、活用してくださいと言っているだけですからよくわからないのだと思います。例えば環境の問題にしても、伝統・文化の問題にしてもそうです。伝統・文化は学習指導要領の中に多少書かれていますので、それは触れられていることが多いだろうと思います。

先ほど、環境の問題は、小学校の80パーセント、中学校の60パーセントで取り上げられているという話が指導部長からありましたが、全体として見ると、どの児童・生徒にも教えてほしいと思って流す情報が、学校段階ではすべてをとらえられないのではないかと、それも、よくわからないままにしているのではないかとと思います。

要は、東京都教育委員会の主に指導部でしょうが、一生懸命に小学校や中学校でこれを教えてもらいたいと考え、世の中の要請もあって指導資料を出すけれど、現場では何をしているのかわからないというのが実態ではないかと思っています。それは東京都の教育行政全般の欠点だと思います。そこは権限が分けられているという厳然とした事実があるのですが、その中でどのようにして都民全体の要望を踏まえ、東京都教育委員会がこのようなことを教えてほしいと言っているものを、現場ではどのように受けとめてもらえるのかということ把握するために、もう少し工夫する必要があるだろうと思います。やはり実施していただくしかないわけですので、そこをどう上手に進めていくかについて一工夫必要だろうと思います。

そういうことを含めて、このように多く出されている指導資料にどのような資料があるかを一度整理して、それが学校でどのように使われているのか把握したほうがよいと思います。調査をすると、教育庁からまた調査が来たと思われるので難しいところがありますが、大体どんな感じだろうかということがある程度わかるようなものが

ないでしょうか。全都調査ではなく、もし調査をするとすれば、この問題についてはこの区にお願いし、この問題についてはこの区でお願いするというようなサンプル調査でもいいと思います。せっかく東京都教育委員会でこういう御報告をいただいて、これは良い資料だと思っても、後は知りませんということでは、指導資料を出していることにはならないのではないかと思います。そのような要望ももう一つ申し上げたいと思います。

要は、犯罪・非行という問題について児童・生徒にもう少ししっかり教える仕掛けを根本的に検討してもらいたいということが一つ目で、今のこうした指導資料の活用方法について改善を加えていただきたいことが二つ目です。

委員長、よろしければ教育委員会の意見としていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員長】 賛成です。反対の方はいらっしゃいませんね。是非よろしく願いいたします。

【教育長】 もちろん実施するのはいいのですが、子供たちに何を教えるかという一番根っこのところで、例えば大学などでは犯罪学を教えています、ああいうものが根っこになる話でしょうか。

【竹花委員】 私はずっと勉強してきましたが、みんな学問でした。子供たちに知ってほしいことは別の視点です。今、大学の教育学部で、例えば学校内で起こる犯罪・非行に先生がどう対処するかということをお教えているところはありません。

【委員長】 そうです。それが日本の教育学部の大問題です。実際にどう教えたらいいかということは、教育学ではほとんど研究していません。それから、現実に起こっている問題にほとんど対処していない。それが教育学部の大きな問題です。日本の大学の教育学部の在り方そのものに大きな原因があります。

【竹花委員】 大学の教育学部でこういうことをきちんと教えてほしいということ、東京都教育委員会として要請しなければいけないと思います。世の中が必要としているものを放っておいたのではいけないだろうと思いますので、そういう点は少し手がかかるかもしれませんが、時間がかかるかもしれませんが、チームをつくって少し議論していただければ、そう難しい問題ではなく方向が出るのではないかと思います。

す。

【教育長】 我々が勉強するために参考とできるものは、今のところ、スウェーデンの教科書が唯一の実例ということでしょうか。

【竹花委員】 東京都教育庁が青少年・治安対策本部と一緒に犯罪・非行防止の資料をつくっています。そのときには犯罪学者にも集まってもらいました。そのときの経緯が一つの手がかりになると思います。これはかなりしっかりとした議論をしています。これも指導資料です。ですから、指導資料で送られているものは良いものがたくさんありますが、それは指導資料として送られているだけにすぎませんからどこかに行ってしまうわけです。

そのときの検討の委員を見ていただければ、当時の教育庁の職員も入っていますので、問題意識は持っていると思います。ただ、今言ったように、学習指導要領の中には落とし込まれていないから、これが難しいです。やはり学習指導要領はきちんと教えていきますが、学習指導要領に盛り込まれないと先生たちはなかなか動いてくれないので、そこをどう工夫するかということが一つあります。

もちろん、学習指導要領の中に加えてもらいたいという要請をしていってもいいのですが、それも含めてどのようにしていけばいいのか、少し検討していただければありがたいと思います。これが被害者問題にも絶対に必要なことですので、「いのちを大切に教育」などいろいろ言われますが、そういう視点も犯罪の問題は大きな効用がありますので、そういうことでチームをつくって考えていただければ、手がかりが幾つか得られると思います。私も協力します。

【委員長】 大学全般について言えることですが、学校現場で起きているいろいろな問題等社会的なニーズに対して応えていないという批判が強いですね。

余談ですが、何年前か、ポケット・モンスターのアニメ番組を見ていた日本の子供たちの中でひきつけを起こした子が多く出ましたね。あのとき、日本では直ちには明快な答えを出せませんでした。そのとき私は英国にいましたが、そのニュースが届いた途端に、英国では、ああいうことをしては絶対にいけないというメッセージが出ました。子供たちが見るテレビ番組であのような特殊な画像を放映すると、子供たちの中で異常な反応を起こす子供がでるということを研究を通してきちんと把握してい

るグループがいるということで、これには驚きました。世界の先進国では、そういういろいろなグループがいて、教育を盛り立てていこう、教育の世界で変なことが起きないようにしようという努力が行われています。それが日本には決定的に欠けています。その意味でも、都教育委員会としても大学などへメッセージを出していく必要があると思います。竹花委員がおっしゃることに全く賛成です。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——。

それでは、非公開の審議に移らせていただきます。

(午前10時30分)